

## 国際会計基準への対応について当面検討すべき課題

－ 内外の現状と前回会合における議論の概要 －

## 国際会計基準に関する内外の現状①

### 【日本】

- 日本は、単一で高品質な国際基準を策定するという 2008 年のワシントンサミットにおける首脳宣言にコミット。
- 日本の会計基準は、これまでのコンバージェンスの結果、高品質かつ国際的に遜色のないものになっており、欧州より IFRS と同等との評価も受けている。
- 2011 年 11 月、アジェンダ・コンサルテーションにおいて IASB に対し日本の意見を発信。  
【意見発信の主な項目】
  - ・ リサイクルの必要性
  - ・ 公正価値評価に関する整理
  - ・ のれんの償却
  - ・ 開発費の費用処理
  - ・ 固定資産の減損の戻し入れ
  - ・ 表示及び開示の基準
  - ・ 機能通貨など

- 日本におけるIFRS適用企業数は、適用公表企業を含め、現在20社程度に留まっている。他方、日本経済団体連合会事務局の推計によれば、任意適用を検討している企業まで含めれば、約60社になる。

【任意適用会社/予定会社(2013年4月時点)】

◆ 適用済みの会社(9社)

日本電波工業、住友商事、HOYA、日本板硝子、日本たばこ産業、アンリツ、DeNA、SBIホールディングス、トーセイ

◆ 適用予定を公表している会社(8社)

マネックスグループ、双日、楽天、中外製薬、旭硝子、丸紅、ソフトバンク、アステラス製薬

## 国際会計基準に関する内外の現状②

### 【米国】

- 米国においては、米国証券取引委員会（SEC）の最終スタッフ報告が昨年 7 月に公表されたが、IFRS 適用の具体的な方向性・スケジュールに対する言及はなされていない。

#### 【これまでの動向】

##### 2008 年 11 月 SEC:ロードマップ案を公表

- ・ 米国企業へ IFRS 適用を義務付けることの是非について 2011 年までに決定

##### 2011 年 5 月 SEC:スタッフペーパーを公表

- ・ IFRS を一定期間(例えば 5~7 年)中に米国基準に順次取り込んでいく方法を一つの選択肢として提示
- ・ IFRS の米国での取り込みの是非や内容については 2011 年中に判断

##### 2012 年 7 月 SEC:最終スタッフ報告を公表

- ・ IASB が公表した IFRS を米国でそのまま取り込む方法は、多くの米国資本市場関係者から支持されず、また、主な資本市場で採用されている IFRS の取り込み方法とも異なることが明らかとなった。
- ・ IASB が公表した IFRS を米国でそのまま適用する方法への支持は少ないものの、単一の高品質でグローバルな会計基準という目的に米国がコミットしていることを示すことができる、別の IFRS 取り込み方法を検討することには、潜在的に多くの支持が得られると考えられる。

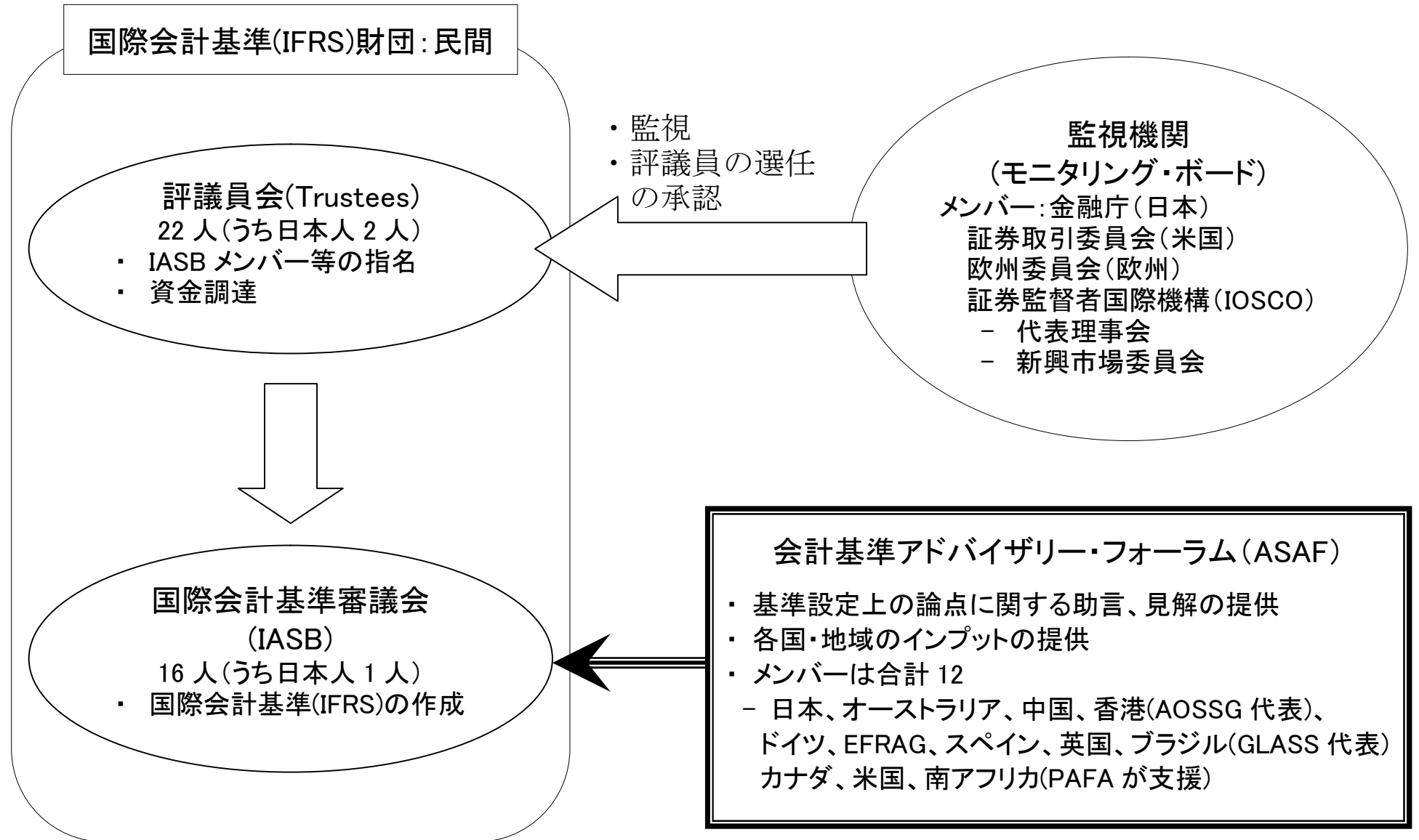
## 国際会計基準に関する内外の現状③

### 【IASB 等】

- 国際会計基準審議会(IASB)と各国会計基準設定主体の新しい連携の枠組みとして、会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF)が設置された。メンバーは、日本の企業会計基準委員会 (ASBJ)を含め、12ヶ国・団体。
- IFRS 財団モニタリング・ボードが、本年3月1日に公表したプレスリリースにおいては、モニタリング・ボードのメンバー要件である「IFRSの使用」について、以下のとおり記載されている。
  - (a) 当該国は、IFRSの適用に向けて進むこと、及び、最終的な目標として単一で高品質の国際的な会計基準が国際的に受け入れられることを推進すること、について明確にコミットしている。このコミットは、当該市場で資金調達する企業の連結財務諸表についてIFRSの適用を強制又は許容し、実際にIFRSが顕著に適用される状態になっている、もしくは、妥当な期間でそのような状況へ移行することを既に決定していることにより裏付けられる。
  - (b) 適用されるIFRSは国際会計基準審議会(IASB)が開発したIFRSと本質的に同列のもので、起こり得る例外は、一定の基準もしくはそこから生じる一部が経済もしくはその他の状況に関係していない、もしくは当該国の公益に反する可能性がある、という場合に限定される。一定の基準もしくはそこから生じる一部を開発する際のデュープロセス履行上何らかの欠陥があった場合には、例外や一時的な使用中止も許容しうる。

本年より既存メンバーの評価及び新規メンバーの選定を開始。既存メンバーの定期的な見直しは3年ごとに行う。

# 国際会計基準(IFRS)財団の組織について



## 「中間的論点整理」における検討課題

「中間的論点整理」において、日本の IFRS への対応に関して検討すべき課題とされている事項は以下の通り。

### 【任意適用】

- ・ 現行制度の下で、IFRS 適用の実例を積み上げるとともに、その中で、どのような点が具体的にメリット・デメリットとなるのかを十分に把握し、それに対応するための取組みを検討・実行していくべきであると考えられる。

### 【単体の取扱い】

- ・ 単体開示のあり方については、会社法の開示をも活用して、企業負担の軽減に向け、どのような対応が可能かに関して検討を行うことが適当である。

### 【原則主義への対応等】

- ・ 原則主義への対応に関しては、各会計関係者における実務的な取組み(中略)について、各関係者間において適切な連携を行いつつ、任意適用企業において新たに把握される問題点も含め、検討を深めていくことが必要であると考えられる。

## 【国際会計基準の適用】

- ・ わが国におけるIFRS適用のあり方についての議論を深めるためには、まず、IFRSのどの基準・考え方がわが国にとって受け入れ可能であり、どの基準・考え方は難しいかを整理することが必要である。そのことは、国際的にわが国の立場を明らかにすることにも資するものである。この点については、アジェンダ・コンサルテーションへのわが国の意見発信で示された内容やそれに対するIASBの対応を踏まえて、さらに実務的に検討を進め、今後の審議会の検討に際してそれを参考にしていくことが重要であると考えられる。
- ・ IFRSの適用に関しては、投資する際の利便等を踏まえ、市場開設者において、IFRSを適用する市場と日本基準を適用する市場とを区分することについて検討してほしいとの要望が聞かれた。



## 企業会計審議会における委員のご意見等

前回の当審議会において、委員から以下のようなご意見があった。

### 【任意適用等】

- ・ IFRS の任意適用に関して、企業の経営実態を踏まえた制度上の改善を図りつつ、自然体で適用会社が増加していくことが肝要。
- ・ IFRS の任意適用を志向する企業がより機動的・効率的にIFRSを適用できるような手当てを行うことが妥当ではないか。
- ・ 日本基準のコンバージェンスだけでは不十分。IFRS への移行を促進する仕組みが必要。
- ・ 今後も IFRS の任意適用を検討する企業は増加していくと思われる。任意適用を行った企業の利益が損なわれることにならないように、わが国の立場を明確に発信し続けなければならない。
- ・ IFRS の任意適用を予定している企業にとっては、適用の円滑化に向けた方策の方向性が最終判断時期に影響を与える。
- ・ 今後も現行の枠組みが維持されることの明確化が必要。
- ・ IFRS の任意適用要件に緩和の余地はないか。
- ・ わが国の企業会計制度の枠組みの方向性を明確化するタイミングに来ているのではないか。

(その他、IFRS の任意適用に関して、金融庁に対して、以下のご意見が寄せられている。)

- 上場と同時に IPO を目指す企業において、IPO の際に必要となる財務諸表を IFRS に基づいて作成することを認めてほしい。
- 海外に子会社がない企業についても、IFRS の使用を認めてほしい。

#### (参考) IFRS 任意適用要件

イ 発行する株式が金融商品取引所に上場されていること

ロ 有価証券報告書において、連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに係る記載を行っていること

ハ 指定国際会計基準に関する十分な知識を有する役員又は使用人を置いており、当該基準に基づいて連結財務諸表を適正に作成できる体制を整備していること

ニ 次の要件のいずれかを満たすこと

(1) 外国の法令に基づき、国際会計基準に従って作成した企業内容等に関する書類を開示していること

(2) 外国金融商品市場の規則に基づき、国際会計基準に従って作成した企業内容等に関する書類を開示していること

(3) 外国に連結子会社(資本金の額が 20 億円以上のものに限る)を有していること

## 企業会計審議会における委員のご意見等(続き)

### 【開示負担・単体の取扱い】

- ・ 開示負担に関しては、明らかに IFRS が過大な負荷となっている。
- ・ 日本基準を適用している企業であっても、開示負担が大きく、見直す時期に来ているのではないか。
- ・ 単体開示の廃止・抜本的簡素化が必要。

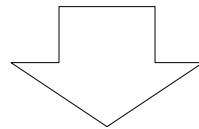
### 【国際会計基準の適用等】

- ・ IFRS には、マネジメントの考え方としても受け入れがたい基準があることも事実。
- ・ 最終的に日本として受け入れ困難となる IFRS については、日本国内での取扱いプロセスを明確化していく必要がある。
- ・ 運用・解釈が困難な事例が積み重なった場合は、日本国内において、タイムリーにガイダンスの作成を行うことや、実務を共有する仕組みの充実が必要。

## 今後の検討について①

- 2008 年のワシントンサミットの首脳宣言における単一で高品質な国際基準を策定するという目標がグローバルに実現されていくことは、世界経済の効率化・活性化を図る観点からも有効であり、わが国もこれに協力していくことが重要なのではないか。
- 引き続き、会計基準の国際的な調和に向けた努力は継続する必要があり、日本基準を高品質化するような会計基準の変更については、前向きに対応することが適当ではないか。
- 国際的には、日本の IFRS に対する立場や方針が不明確である、という指摘もある。IFRS 策定への日本の発言権を確保するため、IFRS 財団モニタリング・ボードのメンバー要件である「IFRS の使用」を勧案しながら、IFRS への対応の方向性をより明確にすることを検討すべきではないか。
- その際、現在の IFRS の内容については、基本的考え方として受け入れ難い項目や、日本の経営、事業活動の実態にそぐわず、また、導入コストが過大であると考えられる項目が存在し、また、開発中の項目も存在することを念頭に置く必要があるのではないか。

- また、米国の動向など国際情勢に不確実性が存在することを十分に勘案する必要があるのではないか。
- わが国の各企業においてIFRSの適用を検討する前提を明確にするためにも、企業の予見可能性を高め、IFRSへの対応の方向性をより明確にすることを検討すべきではないか。
- 各企業においては、資金調達手段や事業展開の範囲等により、IFRS導入のメリットとコストのバランスは区々であることを考慮する必要があるのではないか。



上記の状況を勘案し、「中間的論点整理」において検討すべき課題とされている事項を中心に、日本の当面の対応の方向性について検討すべきではないか。

## 今後の検討について②

当面、以下のような点について検討を進める必要があるのではないか。

- IFRS 適用の具体的なメリット・デメリットに関する議論を深めていくためには、まずは、IFRS 任意適用企業の積み上げを図ることが必要ではないか。このような観点から、任意適用要件の緩和などについて、どのように考えるか。
- 原則主義の下で、IFRS の任意適用に際しての実務的な不確実性に対応するために、具体的にどのような方策を講じることが適当か。
- 引き続きIFRSに関し、我が国が的確に意見発信していく観点から、例えば、サテライトオフィスを有効活用するための方策等についてどう考えるか。
- Pure なIFRSを念頭に置いている現行の指定国際会計基準のほかに、わが国においても個別基準を一つ一つ検討して採択するプロセスを設ける必要があるのではないか。
- わが国が考える「あるべきIFRS」あるいは「わが国に適したIFRS」といった観点から、IFRSの個別基準について、その適用の是非を具体的に検討する必要があるのではないか。

- 単体開示のあり方については、中間的論点整理を踏まえ、企業負担の軽減に向け、どのような対応が可能か。会社法の開示の活用や、連結財務諸表(注記を含む)から必要な情報を入手できるような場合に単体開示を求めないこととする、といった方向性についてどう考えるか。
  
- 以上のほか、市場開設者における対応を含め、IFRS の適用に関して、当面検討すべき事項は何か。